

# 1 1 月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和3年11月19日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、新田教育支援・相談課長、片岡中央図書館長、池本一条高等学校事務長、徳岡医療政策課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和3年度12月補正予算要求額について <b>非公開</b></p> <p>(2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について</p> <p>(3) 令和4年（令和3年度）奈良市成人式について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第40号 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について</p> <p>議案第41号 旧六郷小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第42号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について</p> <p>議案第43号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第44号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>議案第45号 奈良市立看護専門学校学則の一部改正について</p> <p>議案第46号 奈良市立富雄北小学校区の学校選択制度について <b>非公開</b></p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告  (1) 令和3年度12月補正予算要求額については、了承した。  (2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定については、了承した。  (3) 令和4年(令和3年度)奈良市成人式については、了承した。</p> <p>2 議案  議案第40号 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報については、可決した。  議案第41号 旧六郷小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。  議案第42号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針については、可決した。  議案第43号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。  議案第44号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正については、可決した。  議案第45号 奈良市立看護専門学校学則の一部改正については、可決した。  議案第46号 奈良市立富雄北小学校区の学校選択制度については、可決した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p><b>議事の内容</b></p>	
<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。  ただいまから、11月定例教育委員会をはじめさせていただきます。  まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。  以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立しております。  ただいまから、11月定例教育委員会を開会いたします。  本日の会議録署名委員は、私と都築委員でお願いいたします。  まず、令和3年9月定例委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員です。  柳澤委員には既に会議録を確認いただき、署名いただいておりますので、ご報告を申し上げます。  次に、令和3年10月定例委員会の会議録の署名委員は、梅田委員でございます。  梅田委員、いかがでしょうか。</p>
<p>梅 田 委 員</p>	<p>結構でございます。</p>

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、本日の案件に早速入らせていただきます。

本日の案件は、教育長報告3件、議案7件でございます。

本日の案件のうち、教育長報告（1）は議会の議決を経るべき案件であるため、また、議案第46号は意思形成過程に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、教育長報告（1）、議案第46号は、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、公開の案件から始めます。

まず、教育長報告（2）「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について」、地域教育課長より説明願います。

課長。

地域教育課長

本日報告させていただくのは、民間の放課後児童クラブ、奈良市では5か所ございますけれども、そちらのほうに新型コロナウイルス感染症の対応によって要した経費の補助を、今年度に採用して補助する場合の補助金の交付要領の制定ということでございます。

資料のほうをご覧ください。

資料の1ページになります。

この要領の制定につきましては、令和2年、国より子ども子育て支援交付金の交付について、通知があり10月の定例教育委員会で奈良市放課後児童健全育成児童交付金要領の一部改正をご承認いただきました、今年度も令和3年7月29日、国より同様の改正の通知があり対応を要することから補助基準を定めていくものでございます。

具体的には、先ほど申し上げましたように、民間の放課後児童クラブで新型コロナウイルスの対応が必要な場合にというものでございます。

資料の1ページの3番にもございますが、補助対象事業としましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等に伴い特別開所する事業ということで、新型コロナの感染拡大等で、小学校が臨時休業して、民間の放課後児童クラブが急遽そのために開所日を増えること、また、さまざまな人員の確保をおこなうこと、そして放課後児童クラブそのものを臨時休所するに至った場合に、保護者に対して、育成料、保育料を返還できるようにすることも補助対象事業となっています。

具体的な個別の補助メニューについては、資料の1ページの4番、補助金の種別等に表記しております。

4番の(1)ですけれども、表の上から順に、まず、1つ目が、臨時休業時特別開所支援事業で、特別な開所の実施に伴う補助として、補助基準額を日額1か所当たり1万1,000円としています。

2つ目ですけれども、特別開所に際して人材確保が必要になった場合の補助として、1支援の単位当たり日額2万1,000円としています。

3つ目は、新型コロナの臨時休業時の対応の特別支援事業で、特別開所、をした場合で、通常、教室1室で行っていた事業が、部屋が不足となり、一部屋あるいは二部屋を確保する必要がある場合に、補助基準額を1支援単位当たり日額3万6,000円としています。

資料をおめくりいただいて、2ページの上段に続く表の続きですけれども、その次が、利用料の減免事業で、新型コロナが感染拡大して、放課後児童クラブそのものも臨時に休所した場合に、保護者に対して返還する利用料の返還のための補助ということで、こちらのほうは、1人当たり日額500円としています。

最後に、新型コロナの感染拡大防止に係る他の事業で、それぞれ民間の放課後児童クラブが行う子供用のマスクや、消毒液などを一括購入する場合であるとか、事業所の消毒や感染予防の広報啓発、等々を支えるために必要な経費ということで、定員に応じて、定員19人以下の施設であれば30万円、それから20人以上59人以下であれば40万円、60人以上であれば50万円という、クラブの規模に応じて基準額を設定しています。

この別表の4番のほうで、それぞれの項目に応じて補助基準額を決めておりまして、実際補助する場合には、この基準と実際に要した費用を比較して、いずれか低い方の額を補助するという流れになっています。

今後、今年度、新型コロナの感染拡大によって、小学校の運営に急遽対応が発生し、放課後児童クラブが柔軟な対応をしなければならない場合の民間クラブに対しましては、補助金交付要綱もとに、昨年度と同様に対応させていただくための補助ということになります。

少し早口になりましたが、説明は以上となります。

教 育 長

民間の放課後児童クラブ等へのウイルス感染症対策に対する補助金の交付要領ということでございます。

この件に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

都築委員。

都 築 委 員

この補助金につきましては、昨年度も行っていたらっしゃるということで、昨年度のことをちょっとお伺いしたいのですけれども、例えば、その補助金の種別で、臨時休業時特別支援事業ということで、スペースが足りなくなった、そのときにほかの場所を探さなければならない、なかなか難しいことではないかと思っておりますけれども、実際、どうでしたでしょうか。

ここに該当する補助金の申請というのは何件かありましたか。

地域教育課長

実際に民間放課後児童クラブの補助申請はございました。

すみません、ちょっと詳細については、今、手元に持っていないのですが、特に印象的だったのは、これは奈良市の放課後児童クラブに急遽おこないましたけれども、いわゆる急に放課後児童クラブを閉めた場合、もしくは、保護者に自粛をお願いした場合や、奈良市の、市のバンビーホームの自粛をお願いしたことで、今までやったことのないような日割り還付ということをおこないましたが、民間クラブのほうも日割りで還付するということの対応をしていただきまして、そういったことで有効に使っていただいて、補助としてはございました。

都 築 委 員

この3番目の特別開所を行うに当たって新たに場所を設けるというようなことはなかったのでしょうか。

地域教育課長

具体的な部分については、すみません、ちょっと分かりませんが、私の記憶でいくと、そこまでの対応というのはなかったのかなというふうには記憶しています。

都 築 委 員

分かりました。

こういう場所を探すというのはなかなか大変だと思いますので、その辺、教育委員会の事務局のほうでも力添えをするということもしていただければなというふうに思いました。

ありがとうございます。

教 育 長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（2）「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について」は、了承いたします。

続きまして、教育長報告（3）「令和4年（令和3年度）奈良市成人式について」、地域教育課長にお願いします。

地域教育課長

それでは、ご報告いたします。

資料を見ていただいて、資料の1ページ、令和4年奈良市成人式について骨格部分をまとめております。

まず、開催の日時になりますが、今年度も成人の日、令和4年1月10日の成人の日を開催をさせていただきたいということを考えておりました、開催時間については、これも昨年度と同様に、新型コロナの感染対策ということで、安全な成人式を開催するというので2部制でございまして、午前の部は11時から、午後の部は13時30分から、式典を実施させていただきます。

次に、参加対象区分ということで、2部制という形を取っておりますので、午前の部と午後の部、おおむね奈良市域を2つに分けまして、新成人が居住をされている中学校区で分割をさせていただきたいということです。

それから、会場のほうは、これも昨年度から使用しておりますが、奈良県コンベンションセンターを用意しています。

次に、該当者ですけれども、今年度は、平成13年4月2日から平成14年4月1日にお生まれになった奈良市在住の方でございます。もちろん、住民票を市外に移された方も、それぞれの校区に参加が可能でございます。令和3年5月時点の該当者数は、男性が1,755名、女性が1,737名合計3,492名となりまして、昨年度とほぼ変わりがない人数となっております。

次に、ユーチューブのライブ中継ということで、当日様々な理由で来場できなかった新成人の方であるとか、会場に入場できないご家族の方がいらっしゃると思いますので、ユーチューブでライブ中継ということにしております。

主催者は、奈良市・奈良市教育委員会でございます。

式典の内容ですが、午前の部、11時から始まりまして、まず、オープニング、それから国家独唱、市長と議長によるそれぞれお祝いの言葉をいただきまして、お祝い映像の上映いたします。また、昨年度は実施できませんでしたが、新成人代表による決意表明をしていただくため、今年度募集をおこない、新成人から決意表明をしていただく取組を予定しています。

それから今年度のイベント企画を用意しまして、式のほうは概ね40分程度と考えています。

従来、開催時間は50分程度ということでしたが、昨年度はコロナの対策ということで30分としておりました。今年度はもう少し式典なども充実するように取り組んでいきたいと考え、昨年度よりは長くて、例年よりは少し短い時間でほしい40分を考えています。

最後に、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によりましては、内容、開催方法等について変更となる場合も考えられますが、昨年度、結果としては、本当に新成人が式典に参加をして喜んでくれたり、友達と会ってたくさん話していただいて、あるいは、晴れやかな顔で来てくれたということがありました。

コロナの状況がどうかというのはもちろんありますが、何とか準備のほうもしっかりさせていただいて、新成人の人たちが来てよかったなど思ってもらえるような式典にとりますように、この後の準備を進めたいと思います。

以上でございます。

梅田委員。

梅田委員 成人式につきましては、昨年度も直前まで状況の判断ということが非常に難しい時期であったかなというふうに覚えております。

形態についても協議をしながら、ということで、結果として、先ほど課長のほうからご説明あったような状況であったということですが、昨年度の課題として出てきたことがもしありましたら、もう少し詳しく教えていただけたらということと、その改善ということをどのように今回考えていただいているのかということも併せて教えていただけますでしょうか。

地域教育課長 昨年度は新会場での開催ということもありまして、全てが初めてのことで何とか対応した次第ですが、今年度の開催に向けての課題といたしましては、一つはコロナ対策をどう行っていくかということです。一か所にたくさんの新成人が参加をされますので、密を避けるために二部制での実施を予定しており、新成人の方々のスムーズな入場、退場、そのための場内整理を含めての対応を課題としています。

もう一つは、予想がつかないコロナ禍の現状を踏まえ、マスクの着用や密の回避等について事前に新成人の方々に啓発していくことも課題と認識しています。

梅田委員 ありがとうございます。様々な点において、昨年度のノウハウを基にしながら準備を進めていただいているということが分かりました。

とはいうものの、まだまだその対策については多分尽きることはない状況でもあろうかと思えます。その時々々の感染の状況を見ながらでの楽しむということ、昨年を引き続きどうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 ほか、ございませんでしょうか。

今、梅田委員からもありましたように、昨年度は、コロナ禍の中、開催に関して様々な意見があるなか請願書の提出があり、臨時教育委員会を持っていただきました。今年は昨年に比べてコロナ対策が一定進んでおり様子は変わっていると思われま。

しかしながら、本年度の開催に向けて、担当課として早い段階からコロナ感染のモニタリングやそのデータなど、様々な資料を基にした対策の検討や判断をお願いします。

それと、もう一つは、成人の皆さんにはなるべく予防接種をという啓発についてはどうですか。

地域教育課長 ワクチン接種をお願いしますということで、ホームページなどで新成人の方へ接種の勧奨ということ始めておりますし、この後もさせていただきたいと思っています。

教 育 長

参加されるに当たってはワクチン接種を奨励しているということ、ホームページ等をお願いをしているところで、事前に、10月ぐらいから広報をしまして、それも感染予防対策の一つであると思っています。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告「令和4年（令和3年度）奈良市成人式について」は、了承いたします。

次に、議案の審議に移ります。

まず、議案第40号 「口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について」、教育政策課長より説明いただきます。

教育政策課長

失礼いたします。

1ページご覧ください。

こちらが、口頭により開示請求をすることができるようにする手続に必要な告示の文書となっております。

対象といたしましては、一条高等学校附属中学校の入学者選抜の結果についての口頭による開示手続についてでございます。

開示請求につきましては、奈良市個人情報保護条例で定めておりますのは、書面により提出というのが原則となっておりますけれども、例外的に開示請求者の負担を軽減するという趣旨から、25条で口頭による開示を定めております。条件といたしましては、あらかじめ開示に関する判断を一律で行うことができるもの、実務上即時に開示することが可能であるもの、かつ多くの開示請求が見込まれるものについて、例外的に口頭による開示請求を可能とすることができる旨を示しております。

本案件につきましてもこの処置にのっとりまして、開示請求者の負担を軽減するという趣旨から、口頭による開示請求を可能にしたいと考えております。

試験等の名称でございますが、先ほど申しましたとおり、奈良市立一条高等学校附属中学校の入学者選抜についてでございます。

口頭により開示請求することができる保有個人情報につきましては、各検査の得点、調査書の点数及びそれらの合計点と考えております。

開示する期間につきましては、一条高等学校附属中学校入学者説明会開催日、こちらはまだ日にちが決定しておりませんが、今のところ2月5日に実施したいと考えておりまして、その日及び令和4年3月22日から3月25日までを考えております。

開示する場所ですが、入学者説明会当日につきましては、一条高等学校、それ以外の日につきましては、教育部教育政策課の窓口で開示させていただきたいと考えております。

本人確認につきましては、写真等を貼り付けておりますので、受験票をもって行いたいと考えております。

なお、奈良市立一条高等学校及び県立の高等学校におきましても同様

に、口頭による開示請求を可能としております。

説明のほうは以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長 一条附属中学校の入学者の選抜に当たって、奈良市個人情報保護条例第25条に基づき口頭により開示を行う事を定めたいということでございます。この件に関してご質問、ご意見よろしく願います。

柳澤委員

柳 澤 委 員 質問ですが、開示内容はこれでいいと私も思いますが、試験全般について、例えば合格者の平均値である、あるいは受験生の全体の平均値である、そういった一般的な指標は示されないのか。それとも、個人情報としては出さないけれども、当該学校として入学者選抜試験の選抜の結果について、例えば平均点を一般的に公表するという事は考えておられないのかという質問です。

教育政策課長 個人情報につきましては、以上でございますが、一般的に、柳澤委員おっしゃるとおりホームページ上で情報として提供していきたいと現時点で考えておりますのは、受験者数、合格者数、合格者の合格倍率、あと平均点につきましては、今、考えておりますのは、合格者に限った平均点を出していきたいと考えております。合格最低点につきましては、今のところ公表していく予定はございません。

教 育 長 はい、どうぞ。

柳 澤 委 員 調査書の点数というのは、小学校長が書いて、厳封して受験生に託して出しているプロセスですが、つまり調査書の記載内容を受験生は把握しているということですか。

教育政策課長 中身は厳封しますので、受験生は把握していません。

柳 澤 委 員 ですよ。

それは逆説的に言うと、中学校に対して調査書の開示請求が出る可能性があるということはありませんか。

つまり受け入れる側で試験をして、調査書点数を開示しましたと。そうすると、その調査書が受験生から見たら、適切かどうかという判断どおりはともかくとして、小学校長が責任を持って苦勞して出したので、その内容を本人に開示すべきであるというふうな立場に立つと、小学校の、迷惑とは言いませんけれどもちょっと問題があるような気がします。ここの考え方についてちょっと説明ください。

教育政策課長	<p>基本的には、口頭により開示請求ではなく、本来の開示請求された場合の開示すべき対象には調査書も対象となっておりますので、事前に学校長には、そのあたりも事前に説明した上で慎重に調査書を書いていただくようにというふうな説明は先にさせていただいております。</p>
柳澤委員	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
教育長	<p>調査書は開示しなければならない扱いであるということですね。  ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  それでは、ご意見がないようですので、議案第40号「口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について」、採決いたします。  本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。  よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。  次に、議案第41号「旧六郷小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。  課長。</p>
教育施設課長	<p>資料1ページをご覧ください。  経緯といたしましては、奈良市学校規模適正化により平成29年4月に都祁地域内の4小学校が都祁小学校に統合されたことによりまして、六郷小学校が閉校いたしました。廃校となった旧六郷小学校につきまして、令和2年度に地元自治連合会から、旧六郷小学校の再利用についての要望書が提出されまして、要望書では、社会福祉法人青葉仁会が旧六郷小学校を社会福祉法人として活用したいと申出がございまして、地元連合会も賛同するという内容でございます。  今回、資産管理課におきまして、社会福祉法人青葉仁会へ施設を売却する運びとなりました。法人の事業実績が良好であることや、地元住民の就労の場、農産物の出荷等につながり地域活性化が期待できることから、跡地活用の事業者として適当であると判断したものでございます。  そこで、この跡地活用を続けるために、土地と建物及び工作物を教育財産としての用途を廃止するものでございます。  事業につきましては、障害者福祉事業として利用者の就労の場の拡大につながるために、校舎を改築され食品加工場として活用される予定でございます。  また体育館につきましては、現在、避難所として活用されていること、グラウンドはドクターヘリの発着所に指定されている、また地域の各種団体が体育館及びグラウンドを使用されていることにつきまして、引き続き</p>

そのまま活用いただきたいということを了承いただいております。

2 ページ目以降には用途廃止の施設の一覧、3 ページ以降に施設の配置図と平面図を載せてございます。

以上でございます。ご審議のほうよろしく申し上げます。

教 育 長

この件につきましては、旧六郷小学校の土地、建物と工作物が利用されるということで、用途の廃止をするものでございます。この件に関して、何か質問等ございませんでしょうか。

それで、平成29年に4つの小学校が都祁小学校に行って、残っていたのが六郷小学校だけですね。あとは全部転用されていると。

教育施設課長

そうですね。廃校となった残り2校の並松小学校、吐山小学校の2施設につきましては、社会福祉法人や民間事業者によりまして、運営されています。

教 育 長

そうですね。

これで、学校教育財産としては無くなりますけれども、地域も含めて、全て跡地活用については完了ということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第41号「旧六郷小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第42号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、教職員課長より説明願います。

教職員課長

資料のほうご覧ください。

来年度の人事異動方針についてご説明をさせていただきます。

まず1、基本方針について5点ございます。4点目までは特別変更はありませんが、5点目として新たに中高一貫教育の視点を加えております。

1点目は、教育組織の充実と均衡を図るため、適材適所の配置。

2点目は、一条高校の将来構想を推進し、特色ある教育活動を主導的に担うことができる教員の新規採用と配置。

3点目は、教員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、若手教員を中心に積極的な交流を図る。

4点目は、生徒の指導の充実強化を目指し、教員の特性、経験を生かす異

動に努める。

そして、今年度新たに追加する部分としまして、5点目、効果的な中高一貫教育を行うため、附属中学校との兼務を含む中高の接続を念頭に置いた教員配置を行う。以上の5点となっております。

続きまして、2、実施要領について。

まず、(1)採用についてですが、①の管理職の採用については特別変わりありません。経験、経歴にとらわれることなく、本人の特性等を考慮の上、継続も含めた登用を検討し、校長については、一条高校の将来構想を推進するべく、教育現場に精通した民間人校長候補者も含めて検討することを定めております。

②は、今回から一部変更しております。昨年は、中高一貫教育にも対応できる多様な経験を積んだ教員の採用を行うことというふうにしておりましたが、本校の特色である探求学習を推進していくために、教員だけにとられず幅広く人材登用していくことも検討しております、文言を「教員」から「人材」へと変更しています。

次に、(2)の転任ですが、①、②ともに、昨年から変更ございません。継続して県立学校、市町村立学校及び教育委員会事務局との交流、適材適所の配置を図ってまいります。

最後に、(3)県立・国立・私立学校等との派遣交流についてでございます。こちらは一部変更しております。

派遣交流は、教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的としており、県立高校と奈良女子大附属中等教育学校の間で人事交流を行っております。これらを継続するとともに、県内だけではなく他府県の学校との教育人事交流についても検討をしていくことを、追記をしております。

以上が、人事異動方針に係る説明となります。ご審議のほどお願いをいたします。

教 育 長

今、教職員課長のほうから、奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について、昨年と違う点も含めて説明がありましたが、このことについてご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

基本方針について、昨年と変わらずという話があったその3番ですけれども、1の3、積極的な交流、これは実際には実施要領の(3)のところを意味していますか。それとも学校内様々な自主研修、研究活動を含めて、交流を持つということなのか。学校の外なのか学校の中なのか、ちょっとお聞かせください。

教 職 員 課 長

そうですね、中を意識しています。

柳澤委員	中を意識して考えている。いいことだと思います。
教育長	よろしいですか。 ほか。 畑中委員。
畑中委員	一条高校での派遣交流の上では、もう以前から取組行われているところだと思います。やっぱり若手教員の方中心にということで、交流による成果というのを上げてこられていると思いますが、今回、他府県との教員人事交流も検討していくということで、そんなにたくさんの教員の方が派遣交流でやれるというわけではないと思いますが、その教員の数を増やして交流される、派遣教員の数を増やしていかれるということにもなるのでしょうか。
教職員課長	交流の数を増やすということですか。
畑中委員	はい。
教職員課長	そうですね、今、もう2名交流人事していますけれども、今後、検討していきたいところと、できるだけ働きかけを続けていきたいところではありますが、あまり極端に増やすところまでの考えはないということですが、他府県も含めて受入先、交流先を検討していこうという考えではあります。 以上です。
教育長	他府県というか、一番難しいのは、市立と県立の違いの中で、この他府県というのは、市立高校を持っている同士のほうが、やはりやりやすいですか。例えば近隣の大阪市であるとか、例えばですけれども市同士、市立同士のほうがやりやすいですか。
教職員課長	そうですね、他府県、府、京都府であったり、大阪府であったりというところは、なかなか交流の話を持っていくのは難しいかなと思っていますので、やはり市同士のほうが、話も検討しやすいかなというふうには思っていますけれども。
教育長	そうですね。 ここでうたって終わるということではなくて、来年度実現するかはさておき、交渉なりを行って、門をたたくということでは進めていっていただくと。そこはぜひ事務局では探っていただきたいと思います。 その辺どうですか。大丈夫ですか。 ほか、ご意見等ございませんでしょうか。

梅田委員。

梅田委員

人事異動の方針については、新たに付け加えられた部分も含めて、このような方向性でしっかり進めていただければと思います。

この異動の方針について、今、お話にありました積極的な交流というのは、内における積極的な交流という意味合いであるということも含めて、この人事異動方針については、決定の後にどのような形で先生方の耳にも届いていくという、そういう流れになりませんか。

教職員課長

この方針につきましては、学校に通知してまいります。そこからすべての教員に伝達するように指示をしております。

梅田委員

ありがとうございます。

単なる外との交流ということも、もちろんそうですけれども、学校内での積極的な交流ということを図られながら、次年度より附属中学校というところの位置づけが、より中学校と高等学校との間においてしっかりとした体制でやっていけるように、人事は一番肝腎なところでもあると思います。事務的な手続も含めて、どうぞしっかりと進めていただければと思います。

教育長

ありがとうございます。

柳澤委員。

柳澤委員

今と関連しますが、派遣交流という形で表現されているんですが、一方的な派遣ということはそもそも制度上ない。

非常勤ないし常勤講師を1名入れて、その代わり、その人が学校長の学校の方針の下に行かせるということになるのですが。そういうスタイルではなしに、やっぱり来ていただいて出ていくという、そのペアがないと成立しないのが派遣交流という制度なのではないでしょうか。

教職員課長

今行っているのは、ペアになって、派遣として取組もうという形を取っています。

柳澤委員

ただそれは、非常勤講師1名を入れないと出て行っていただくわけにはいかないのと、それには人件費が絡んできます。

そもそも交流条件が整わないとできないということに、結果的になりますから、予算的な見通しがあればという話ですので、ちょっと弾力的にできれば自主的な派遣制度としての制度設計になっているといいなとは思いました。

以上です。

教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今おっしゃったことについては、派遣交流は交流条件の問題、予算の問題等がありますけれども、今後、将来の人材育成を図るということも含めて、長期的におこなっていきたいと思います。</p> <p>ほか、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、議案第42号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第43号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長よりお願いします。</p> <p>課長。</p>
地域教育課長	<p>失礼いたします。</p> <p>まず、資料の1ページが例規の制定改廃調書になってございます。</p> <p>今回の規則改正の理由について、調書の3番に示していますが、まず1つが、平城西中学校区の小中一貫校の設置に伴いまして、右京バンビーホーム及び神功バンビーホームを統合して、ならやまバンビーホームの新設がなされることに伴って、その定員を規則で設定しようとするものでございます。</p> <p>加えて、2つ目でございますが、登美ヶ丘バンビーホームの改修が完了しておりますので、改修後の施設に合う定員のほうを併せて定めようとするものでございます。</p> <p>具体的には、資料2ページ、新旧対照表を示させていただいております。</p> <p>現行の規則の別表ですけれども、右京、神功のそれぞれのバンビーホームについて設定をしているのと、登美ヶ丘バンビーホームについては77人という定員設定をしていますが、改正後に関しましては、右京、神功のバンビーホームを削除しまして、新たにならやまバンビーホームの名称と定員について記述をするということを加えまして、登美ヶ丘バンビーホームについては、開所後の施設に見合う定員を設定させていただくということでございます。</p> <p>ちなみに、この右京、神功を、ならやまバンビーホームに移行するにつきましては、既に教育委員会のご承認をいただきまして、9月定例会において条例の改正を上程いたしまして、ご審議の上、ご承認いただいております。</p> <p>それから、資料の3ページについては、規則改正の改め部分。4ページ</p>

から、8ページについては、現行の規則を資料としております。  
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長        それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員        各バンビーホームの定員についての考え方です。  
ちょっと昔そんな議論があって、こうなっているのでしょうか、これは収容定員の上限を指しているのか、あるいは超過も可能なのか、あるいは定員どおり取らないといけなのか、ということです。  
一方でそこから欠員が生じた場合どうするのかとか、その辺の意味合いを含めて、定員の意味をちょっと教えていただきたいです。

地域教育課長        規則で、43施設のバンビーホームの定員を定めていますが、具体的に申し上げますと、それぞれのバンビーホーム施設で、いわゆる保育をするためのスペースですが、厚生労働省は児童1人当たりの標準とする面積を1.65㎡と示しておりますので、それを割り戻して出てくる数値を定員という形で規則に示しています。

です。基本的には、それぞれの施設の、いわゆる保育をできる施設の最大限の人数を上げています。

柳 澤 委 員        充足率という考え方をするのであれば、5割程度ぐらいのところとか、あるいはもう100%に近いところ、それは今回の問題ではないですけれども、少子化の中で増えているところと、以前にチェックされたかと思いますが、だんだん減っているところとか、そういうシーンがやっぱりあるのかなと思って伺いました。

教 育 長        ありがとうございます。

今の話を含めて、単純に右京が75名、神功が62名の合計137名の定員数が、新設のバンビーホームは88名となっているため少ないのではということだと思います。定員はマックスで定めていますが、実態としてはどうですか。

地域教育課長        実態に関しまして、今、ちょうどこの11月1日の入所児童数を見ますと、右京バンビーホームは38名でございまして、神功であれば49名で、合計87名となりまして、この改正後の基礎の定員が88名となっておりますことから、登録人数で言うとほぼほぼ同数ということになります。

ただ、日々の保育の現場というのは、この87名全ての子どもが来るということはなくて、日によって来る子も来ない子も中にはいます。大体登



都 築 委 員	<p>分かりました。</p> <p>どういうケースが出てくるか、予測できないことはあるかもしれませんが、子ども、子供たちの環境の質の低下を招かないような丁寧な対応をしていただければと思います。ありがとうございました。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、議案第43号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することと決ましましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第44号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」、地域教育課長、お願いします。</p>
地域教育課長	<p>それでは、資料に基づきましてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページは例規制定の改廃調書をごらんください。</p> <p>3番目に制定改廃の理由を記載させていただいておりまして、子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、当該事業に係る本市の補助金交付要綱について、所要の改正を行うものであります。</p> <p>4番目は、制定改廃の概要について、補助金の基本額、開所日数加算額及び長時間開所加算額の基準額を改めるとということ記述をしております。具体的には、資料の次の2ページから6ページに新旧対照表を記載しております。</p> <p>今回、改正をしようとする理由について申しますと、国が定める、子ども・子育て支援交付金の交付について、の一部改正により補助基準額が変更されたことに伴いまして、奈良市が国の基準を基に制定しています奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱ならびに補助基準額につきまして、改正しようとするものでございまして、今回、補助基準額を高くする改正をされましたので、奈良市のいわゆる補助金の交付要綱についても、国の基準に合うように改正させていただくというところです。</p> <p>この新旧対照表ですが、2ページから6ページまでということで多ページにわたっておりますが、これは、放課後児童クラブの人数であるとか規模など、それぞれの項目におきまして国が補助基準額を上げるということの改正しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

教 育 長           これについてご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。  
梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員       丁寧なご説明の中から、国より交付されているこの補助金ということ  
ですけれども、これ、やっぱり奈良市はこのように動こうとしているん  
ですけれども、市町村によっての違いというのは生じているんでしょうか。

地域教育課長     今回の改正するに当たって国にそもそも追随すべきなのかどうか  
かということも含めて、議論や検討があったのも事実です。奈良市につ  
いては、基本的にはこれまで国の改正に伴い、奈良市も基準の改正を  
実施しています。

他の自治体を見ても、国のその基準とは別に市独自で基準をつくら  
れているような自治体もありますし、国が上げたらその自治体も上げる  
という奈良市と同じような動きをされているところもあります。

逆に、これはいろんな財政事情、地域の取組、ニーズであったりとか、  
民間事業者の動向のようなものがあると思いますけれども、国が上げれば  
素直に上げるということをしてこられていない自治体もあるということ  
です。

国が補助基準を示して、自治体がそれを活用するというのは、例えば、  
バンビー以外の事業者がいろいろございますが、放課後健全育成事業の  
この交付要綱に関しましては、今回奈良市は国に追随しようとしていま  
すが、この国の動きに追随をしていない自治体があるという状況もある  
とは聞いています。

梅 田 委 員       ありがとうございました。

今、お話を聞いておりますと、様々な市町村により持っておられる状  
況というのはあるということでしょうけれども、少なくとも奈良市の場  
合は、こういう形で補助金を交付するということを通しながら、いわゆる  
公と私で手厚く放課後の子供を見守るという子育て部分について、そう  
いうことを進めていこうというふうに理解をいたしました。

そのことも通しながらではありますけれども、対象となる施設は5か所  
ということですが、この補助金の交付ということを通しながら、でき  
得る範囲でということにはなるのだと思いますけれども、その5か所の  
施設での放課後の子供たちの保育の取組状況の確認ということを通し  
ながら、放課後の子供への保育ということ、そして、施設の運営とい  
うことを確認しつつ、市としてそういう動ける範囲での確認を通して、  
より充実していただけるようにという投げかけも、また努めていただ  
ければと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長           ありがとうございます。  
その点はどうですか。

地域教育課長

例えば、県が呼びかけをしておこなわれる研修がありまして、参加するわけですが、その際、私ども公立だけにとどめておくということではなくて、そういった私立の事業者さんに参加についてのお知らせもしています。

梅田委員おっしゃっていただいたように、方針としては公と私が施設や役割分担みたいなものがあるものの、しっかりと公と私が連携しながら育てることが大事かなと思っておりますので、しっかりとお話のほうも、補助もそうですけども、それ以外の部分でも、事業者さんと情報提供しながら、一緒に放課後の子育てというものをしていければと考えています。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ないようですので、議案第44号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第45号「奈良市立看護専門学校学則の一部改正について」、医療政策課長より説明をお願いします。

課長。

医療政策課長

奈良市健康医療部医療政策課でございます。

ご説明させていただきます。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴いまして、看護師学校養成所等における教育内容の充実を図るため、本校のカリキュラムを定める規則（学則）におきまして所用の改正を行うものでございます。

省令の改正に基づきましてカリキュラム編成を行うこととしておりますが、特に本市の求める教育理念に寄り添い、地域医療に貢献する看護実践力を持った質の高い看護師を育成するため、講義及び臨地実習の両面におきまして授業の充実を図ることを踏まえ、学則を改定するものでございます。

この改正に伴いまして、総時間数が現行の97単位から104単位となり、併せて各時間数の改正も行うところでございます。各科目の1単位の授業時間数の規定のうち、臨地実習に係る1単位の授業数については、条例どおり現行の45時間を、30時間から45時間までの範囲で校長が定める時間としております。

また、単位の認定につきましては、必要な出席時間を、現行では授業時間の3分の2以上と規定しておりますが、改正後は看護現場でのより高度な看護実践力を身につけるために、特に実習の出席時間につきましては、授業時間の5分の4以上の出席時間に拡充するものでございます。

なお、旧カリキュラムの中で入学いたしました学生に係る経過措置といたしまして、附則を設けることとして対応することとしております。

以上、省令改正に伴います改正の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 学則の一部改正ということで、本市が求める、いわゆる地域医療に貢献する看護実践力を持った質の高い看護師を養成するため、取得単位の総数等を拡大して、充実を図るというためのカリキュラム等々を変えるという案でございます。

このことについて、質問等ございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員 学則の改定で7単位増となるという、結果としてですが、総単位数、この部分については、今いらっしゃる先生方で授業科目の持ち時間数を増やしていくという考えなのか、やはり一番最後のカリキュラムの構造図の、地域・在宅看護論的などところにややウエートが目玉として変更するんですが、つまり7単位増加分のところに担当する先生方については、例えば新たに非常勤の先生を招くとかそんなふうなお考えは、方針としてはどうなっていますか。

医療政策課長 方針としいたしましては、専門的な教員も配置して、講義を行うこととしております。

柳 澤 委 員 新たに雇うこと、招くこともありという可能性があるということ。

医療政策課長 はい、そうです。

柳 澤 委 員 ありがとうございます。はい。

教 育 長 よろしいでしょうか。ほか、よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第45号「奈良市立看護専門学校学則の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第45号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>これで、非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。</p>
教 育 長	<p>これより非公開の案件に入ります。</p> <p>まず、教育長報告（1）「令和3年度12月補正予算要求額について」、教育施設課長より説明願います。</p> <p>課長。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
教育施設課長	<p>教育長報告（1）「令和3年度12月補正予算要求額について」教育施設課長より概要説明。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教育総務課長	<p>議案第46号 「奈良市立富雄北小学校区の学校選択制度について」、教育総務課長より概要説明。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 育 長	<p>それでは、本日はこれをもって全ての案件は終了いたします。</p> <p>次回の12月定例教育委員会は、12月21日火曜日でございます。時間は10時からを予定しているところでございますが、よろしく願いをいたします。</p> <p>そのほかに、何かご意見、ご連絡等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、これもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>